

## 災害時における燃料等の供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と、長野県石油商業組合上小支部（以下「乙」という）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生した場合、災害活動用車両燃料及び避難施設燃料を確保するため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における活動用車両燃料及び灯油等の燃料を確保する手続及び価格等に關し、必要な事項を定めるものとする。

### （協定の内容）

第2条 協定の内容は、乙で取り扱っている石油類のうち甲が緊急に必要とする災害用燃料である「ガソリン」「軽油」及び「灯油」（以下「燃料」という）を供給するものである。

### （要請）

第3条 大規模な災害が発生し、燃料が緊急に必要になった場合、甲は乙に対し燃料の供給要請をすることができる。

### （要請に対する協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは特に業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して要請事項について速やかに燃料の供給を行うものとする。

### （供給手続）

第5条 甲が燃料の供給を受けようとするときは、乙に燃料の種類及び数量その他必要事項を連絡するものとする。

### （引渡し）

第6条 乙が甲の要請を受けた場合、速やかに甲の指定する場所において燃料を引き渡すものとする。

### （価格の決定）

第7条 乙が甲に供給する燃料の価格については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （協定期間）

第8条 この協定は、平成17年1月28日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

### （協議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年1月28日

甲 東御市県281番地2

東御市長

土屋哲男



乙 上田市常田2丁目20番26号  
長野県石油商業組合上小支部

支部長

石坂修助

